

個別実証事業申請書等 提出物
ア JAS 構造材個別実証支援事業報告書 (様式1号)

様式1号 西暦 2019年4月30日

JAS 構造材個別実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者No ●●●●●
会社名 JAS 構造材建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 製材 太郎 印

当社は、下記物件について個別実証支援事業に申請します。

(1) 物件情報

物件名	全木連事務所 新築工事		
住所	神奈川県横浜市●区●●●●●		
事業担当者	梶組 次郎	e-mail	●●●@zenmoku.com
Tel	03-●●●●●●●●	Fax	03-●●●●●●●●
3件以上を申請する者	クリーンウッド法登録番号 ●●●-CLW-●●●	登録年月日	H31.4.20
助成対象の階数 (○をつける)	1 F	2 F	3 F 4 F 5 F 其他の階 地下1F
助成対象の面積 (平米)		380.13	270.44 120.56
助成対象となる JAS 構造材の建て方完了予定年月	平成31年10月10日頃を予定		
ア) 総木材使用予定量 (注1)	285.42 m ³		
イ) ア)のうち、林産物 JAS 使用予定量	134.52 m ³		

(2) 助成対象木材 (注2)

木材使用量 (m ³)	機械等級	目視等級	2×4	CLT	その他林産物 JAS
ア) イ)のうち、助成対象木材使用量	19.34	31.85		92.08	102.31
エ) ウ)のうち国産材使用量	19.34	31.85		92.08	102.31

※共同申請者の有無 あり なし (ありの場合は様式1号 (共同申請) も要提出)

注1: 総木材使用量とは構造材以外も含む木材使用量 (予定数量含む)

注2: 機械等級とは機械等級区分構造用製材、目視等級とは目視等級区分構造用製材、2×4とは2×4工法構造用製材を意味する。

※付属資料
・助成対象の林産物 JAS が色付けされ判別可能となった平面図 (部屋の用途が書かれたもの)、立面図、軸組図、梁伏せ図等 (助成対象の林産物 JAS がわかるような色付けされたもの)
・建築基準法第6条の規定に建築確認申請書の並びにその確認済証のコピー、又は建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届のコピー
・助成金振込先の銀行口座情報
・JAS 林産物の予定使用量、予定調達費がわかる木拾い表

様式1号

赤字・赤丸 : 記入例を示す。

青字・青丸 : 注意事項やポイントの解説部分を示す。

・宣言登録後に申請可能となります。受け付け締め切りは 2019 年 10 月 31 日です。

・本年度事業において、3 件以上申請する場合には登録が必須となります。

・住宅だけの階や非住宅の構造部に JAS 構造材を使用していない階は除きます。

・延べ面積が 10m²に満たない場合は助成対象外となります。

・助成対象となる材積に関係なく、建物における使用予定量をご記入下さい。

・JAS 構造材の種類が機械等級製材及び目視等級製材の場合は20%、2×4材及びCLT材の場合は100%まで助成対象となります。

個別実証事業申請書等 提出物
ア JAS 構造材個別実証支援事業報告書（様式1号）

様式1号（共同申請）

共同申請者

連携① 宣言事業者No. ●●●●● 会社名 株式会社 JAS 設計事務所 代表者名 代表取締役社長 直交 三郎 印	連携② 宣言事業者No. ●●●●● 会社名 株式会社 全木プレカット 代表者名 代表取締役社長 積層 板四郎 印
連携③ 宣言事業者No. 会社名 代表者名 印	連携④ 宣言事業者No. 会社名 代表者名 印
連携⑤ 宣言事業者No. 会社名 代表者名 印	連携⑥ 宣言事業者No. 会社名 代表者名 印

様式1号（共同申請者）

赤字・赤丸 : 記入例を示す。

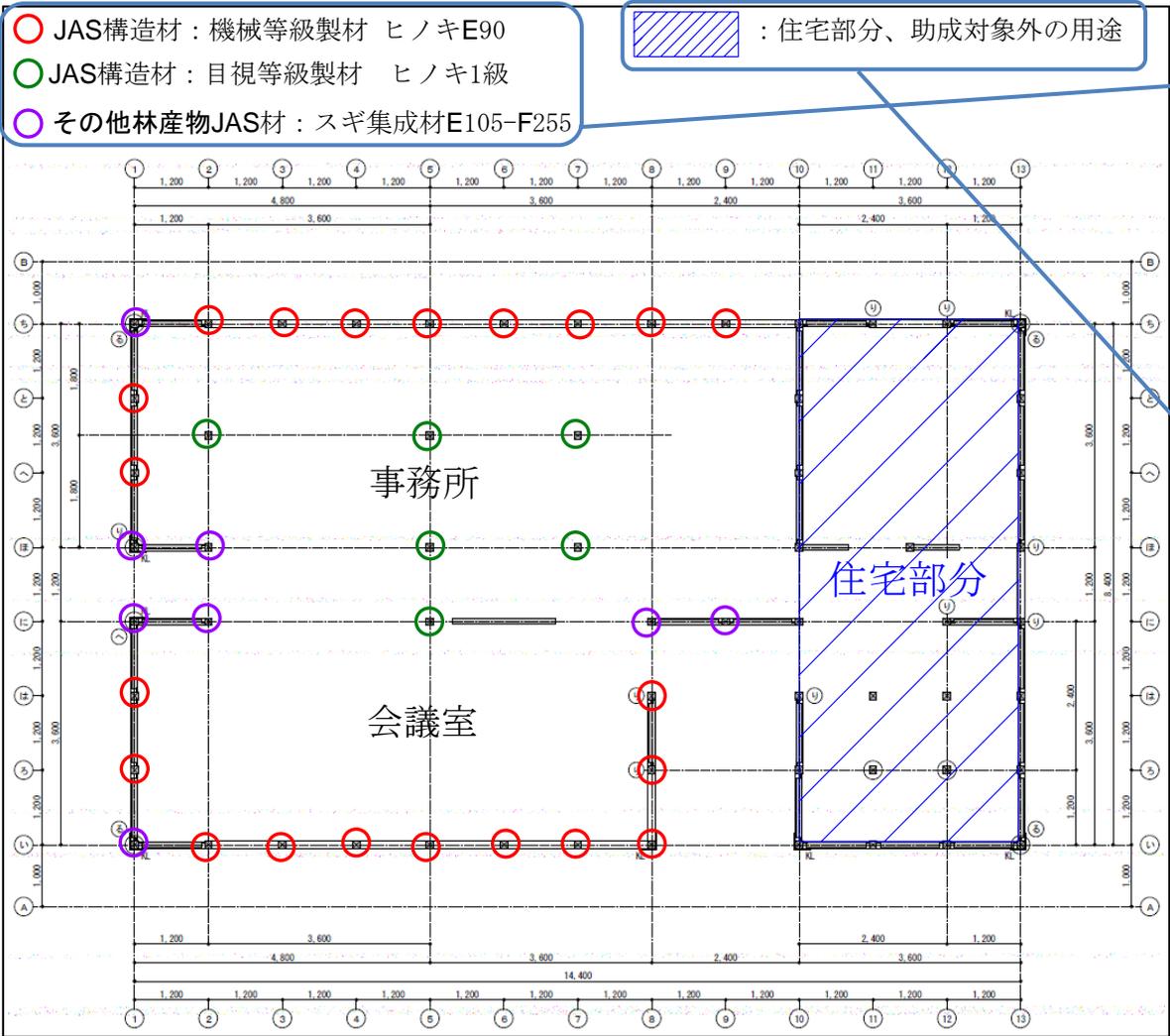
青字・青丸 : 注意事項やポイントの解説部分を示す。

- ・前ページの共同申請者の有無において「あり」とした場合は連名社の会社名等をご記入いただき、社印の押印が必要となります。

個別実証事業申請書等 提出物

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



・ JAS 構造材とその他林産物 JAS 材がどの材なのか判別しやすいように色分けしてください。目視等級製材も JAS 構造材として助成対象とする場合には、機械等級製材との区別を行う必要があります。

・ 住宅部分は助成対象外となります。
 ・ 住宅部分の面積の外周部に位置する柱も助成対象外となります。具体的には下図のとおりとなります。

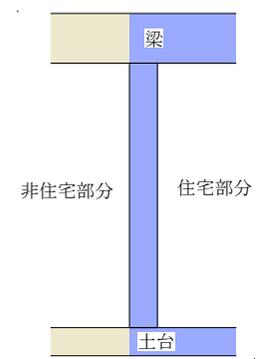
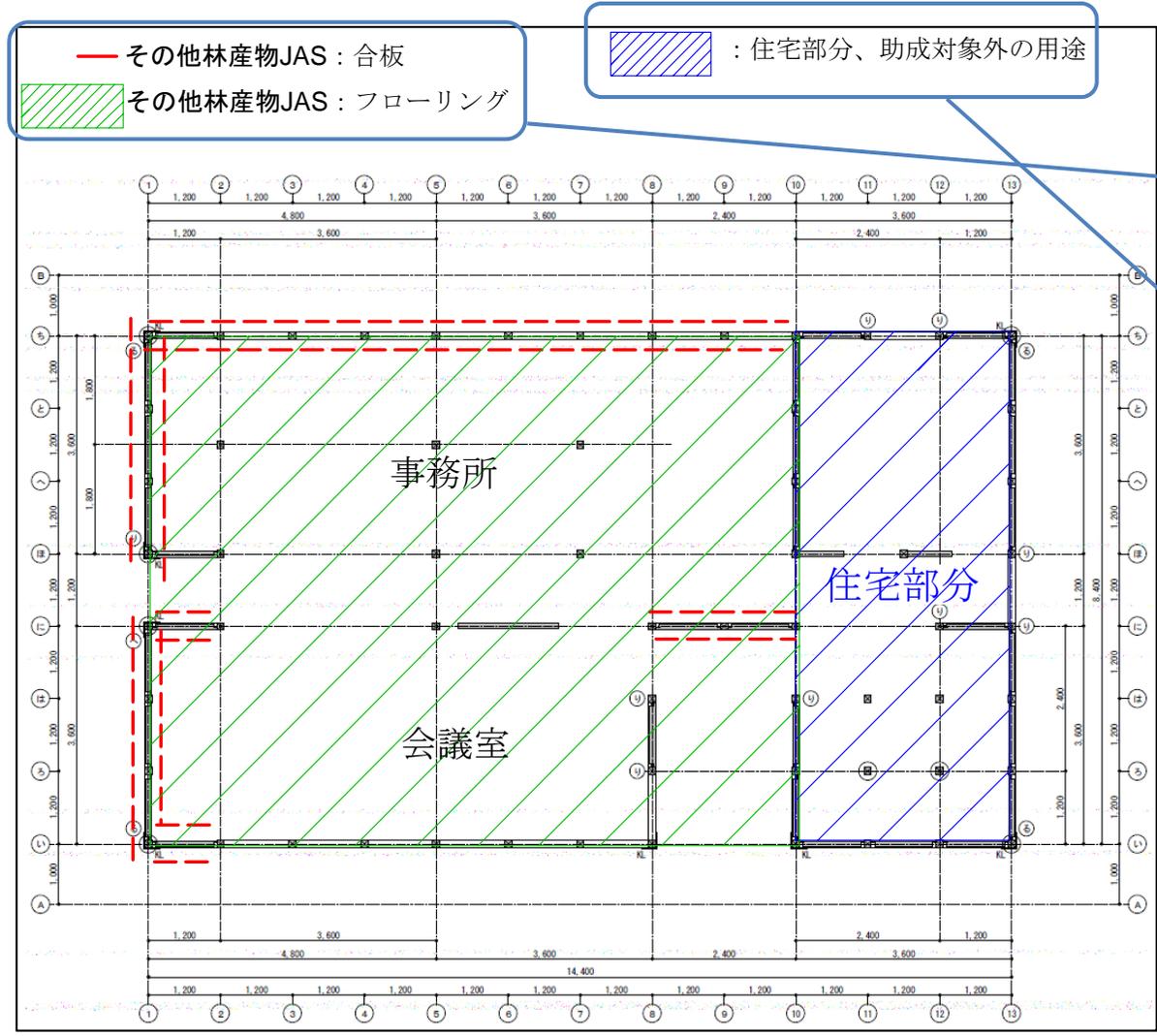


図 非住宅部分と住宅部分の境界部の考え方

個別実証事業申請書等 提出物

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)

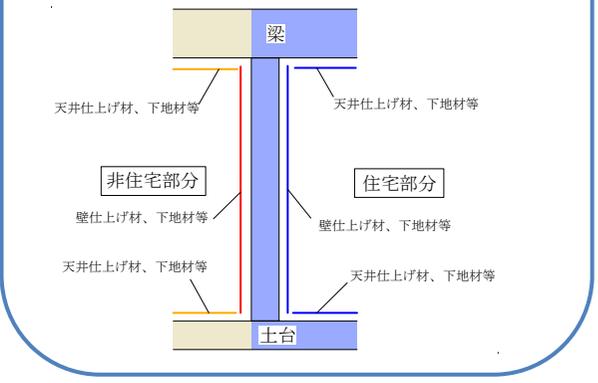


• その他林産物 JAS が複数の種類に亘る場合には判別しやすくするため、図面を分ける等の工夫をお願いします。

• 壁の下地合板など両面に貼る場合はそれが分かる表現としてください。

• 林産物 JAS についても住宅部分は助成対象外となります。

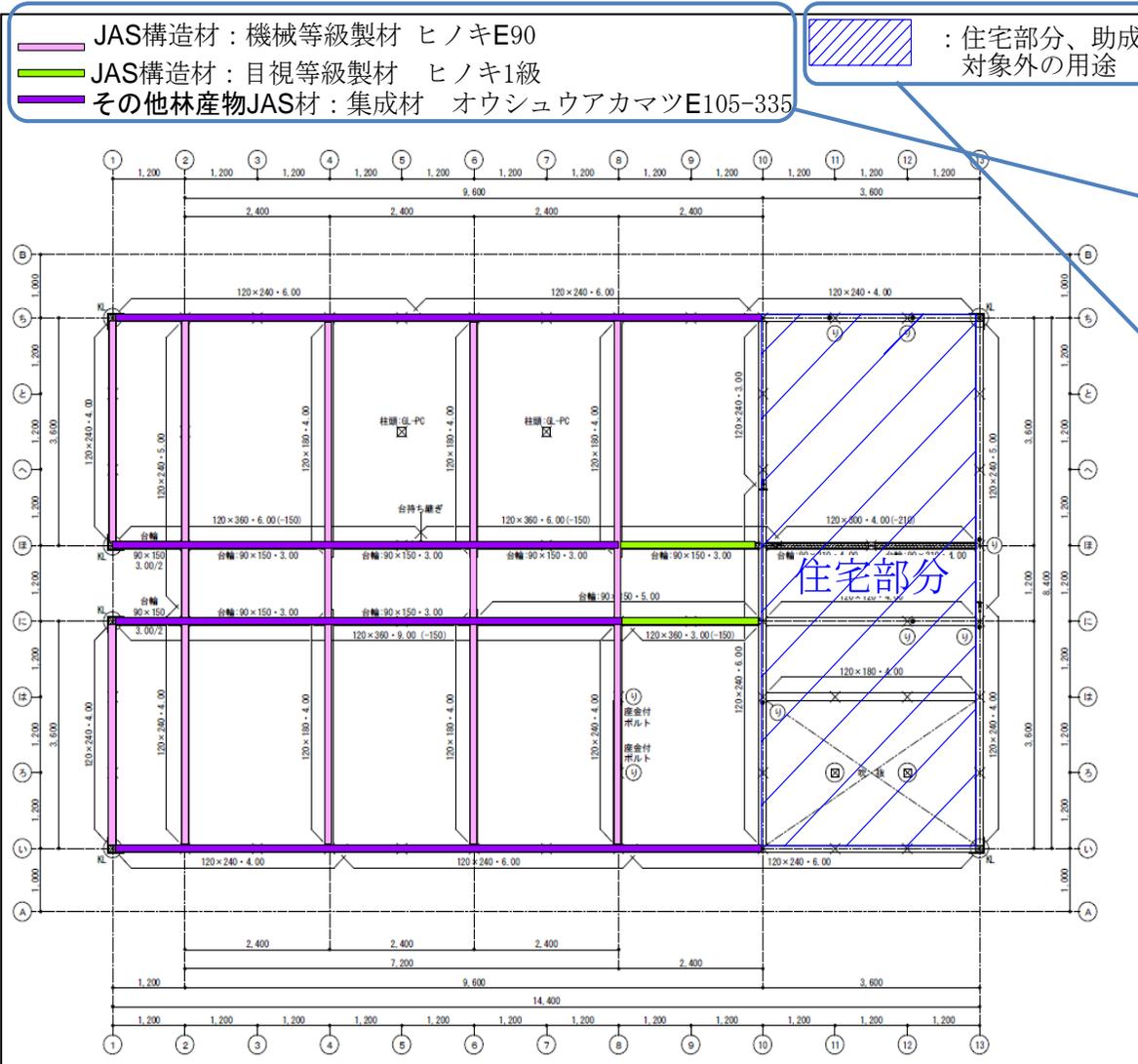
• 非住宅部分と住宅部分の境界部に位置する構造材は住宅部分に含まれますが、壁仕上げ材、下地材は非住宅部分に面するか、住宅部分に面するかによって助成の有無が変わります。詳しくは、別紙「住宅部分の考え方」参照。



個別実証事業申請書等 提出物

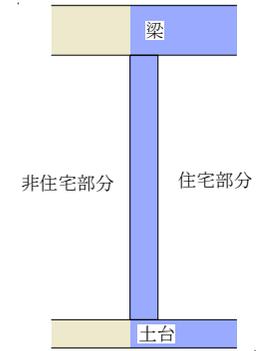
イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <軸組構法 梁伏図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



・平面図の柱と同様に梁も色分けをします。

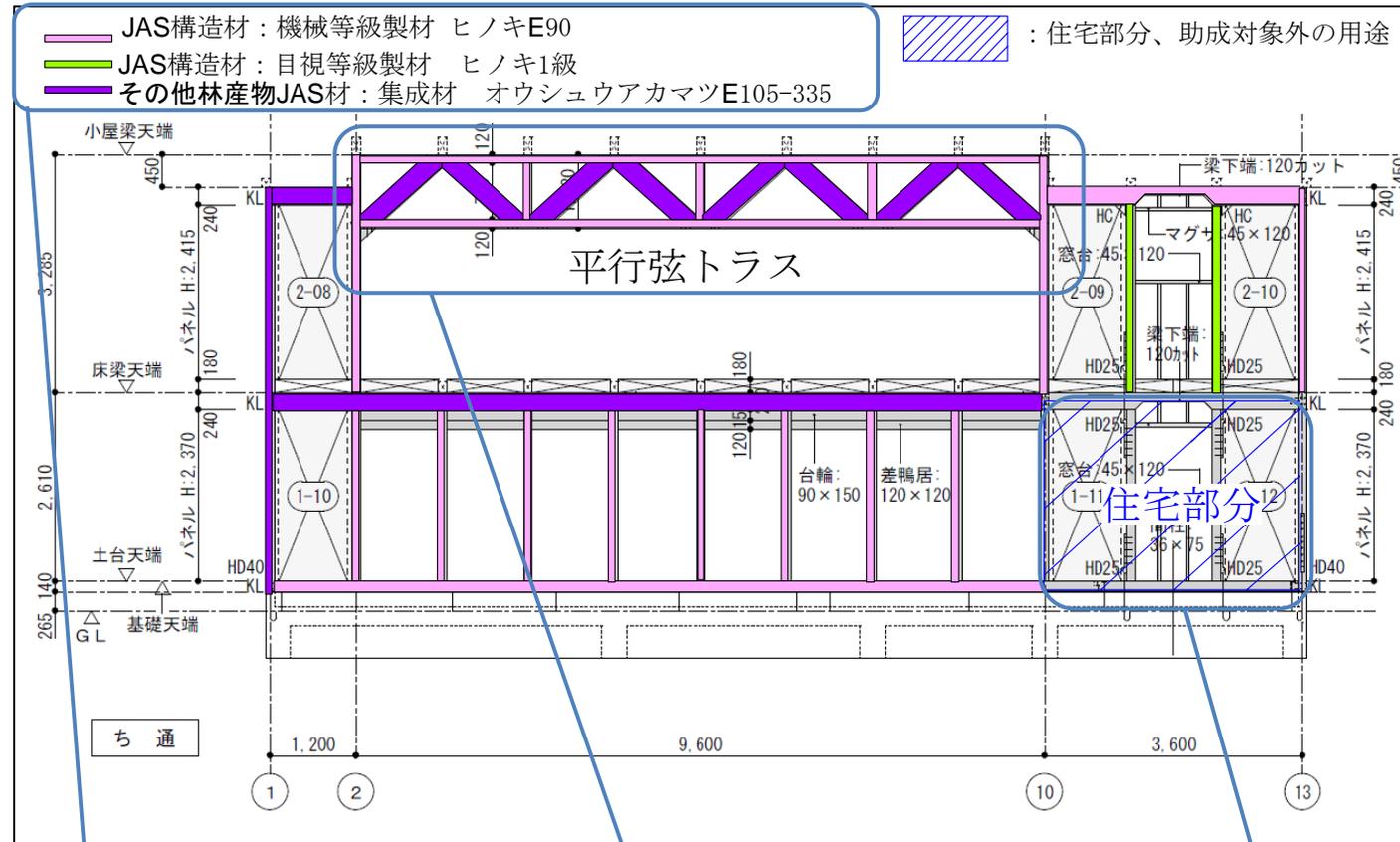
・梁材や土台材の住宅部分と非住宅部分の境界線については下図のとおり、境界を跨る材料であっても、柱の面(ツラ)で区切って計算します。計算の煩雑さを避けたい場合には助成対象から除外することもできます。詳しくは、別紙「住宅部分の考え方」参照。



個別実証事業申請書等 提出物

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <軸組構法 軸組図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



・平面図、梁伏図等と同様に色分けをします。

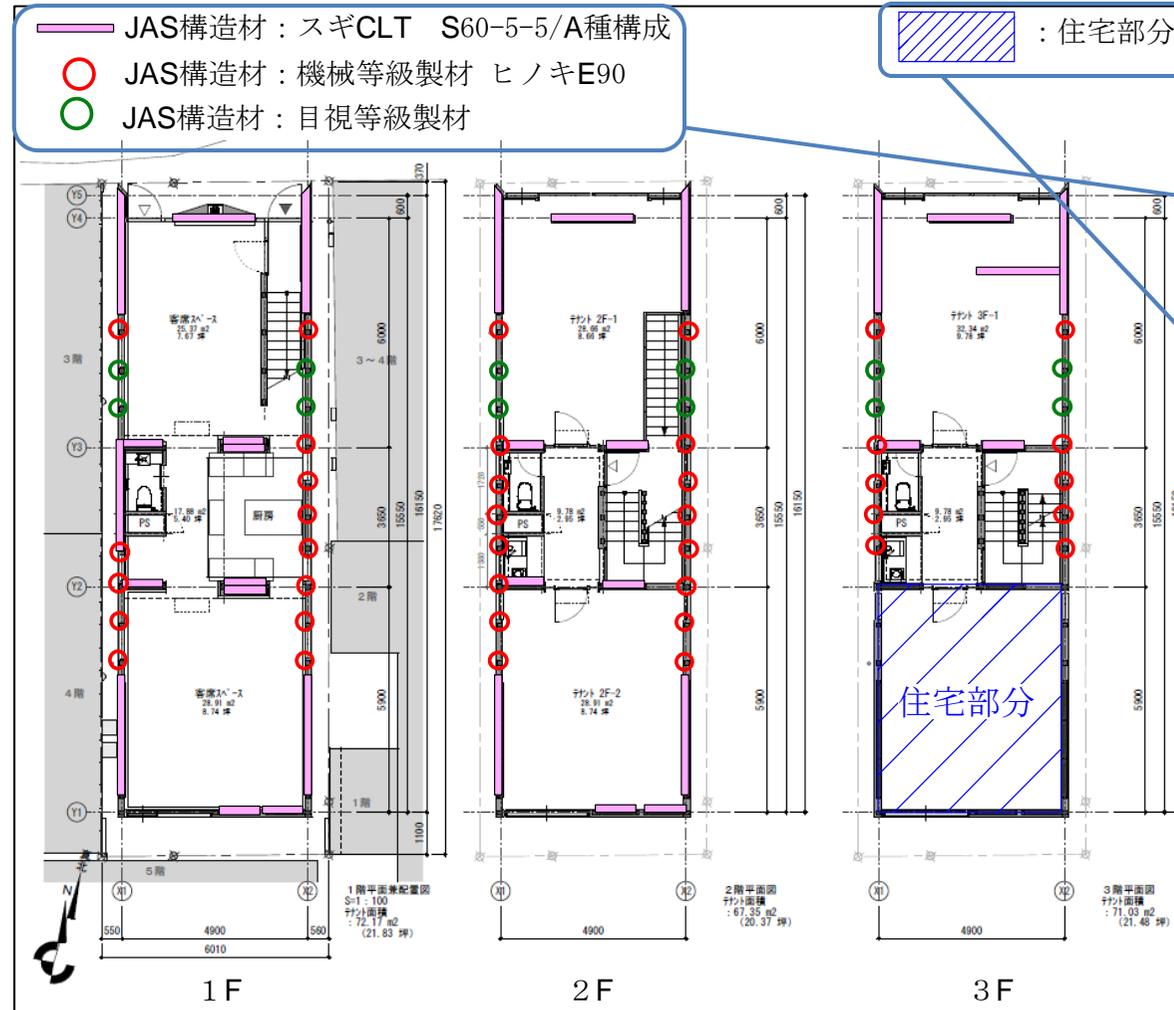
・トラス等は形状寸法が確認できるような通りを選択して、軸組図を作成してください。

・住宅部分をどのように除外しているか分かるような通りを選択して、軸組図を作成してください。詳しくは、別紙「住宅部分の考え方」参照。

個別実証事業申請書等 提出物

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <CLT パネル工法 平面図の例>



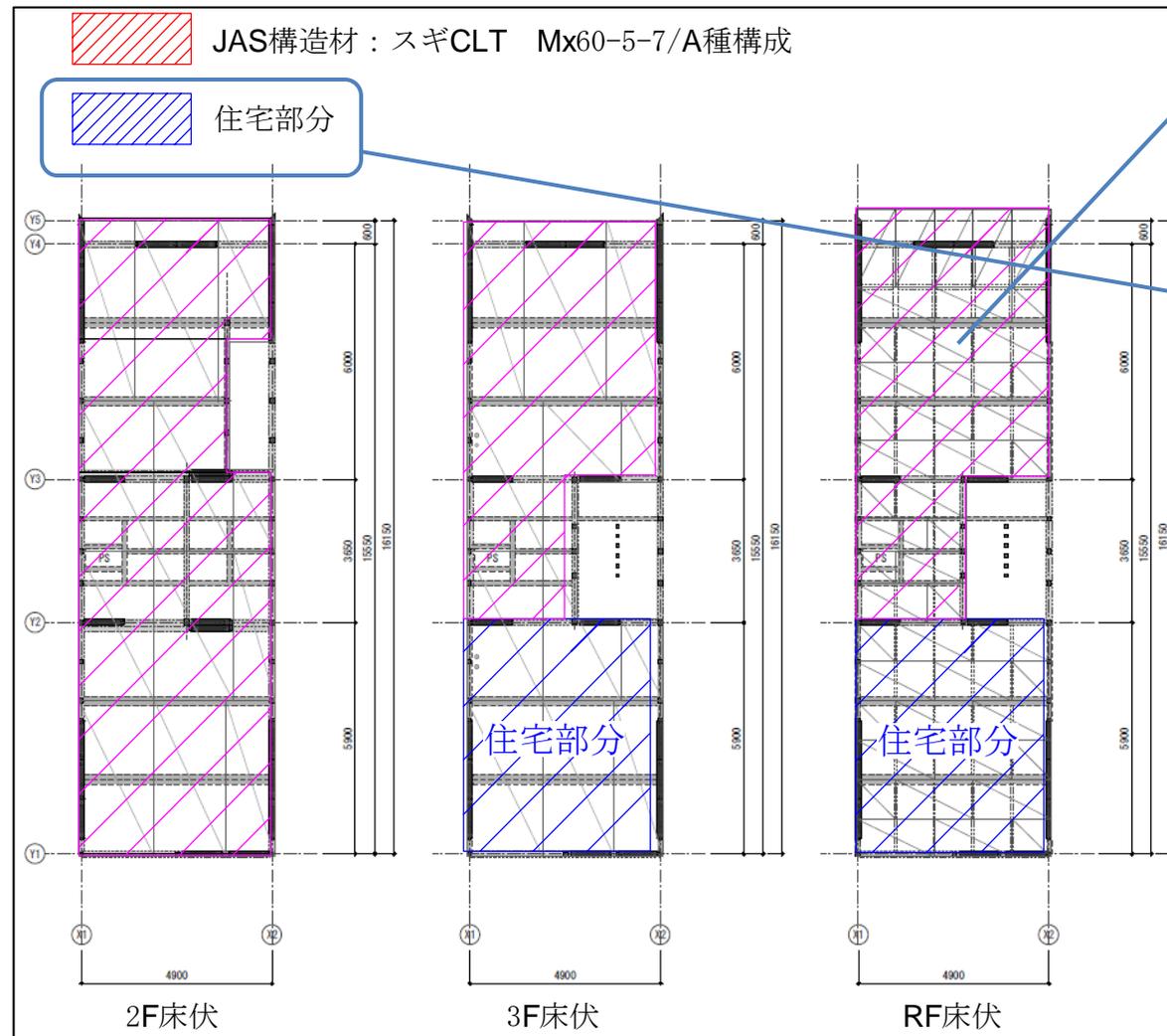
• CLT パネル工法告示 611 号では、長期荷重のみ負担する軸組材料も併用することが可能であるため、機械等級製材等を併用することが可能。

• 軸組構法と同様、住宅部分の面積の外周部に位置する壁も助成対象外となります。詳しくは、別紙「住宅部分の考え方」参照。

個別実証事業申請書等 提出物

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <CLT パネル工法 床伏図の例>



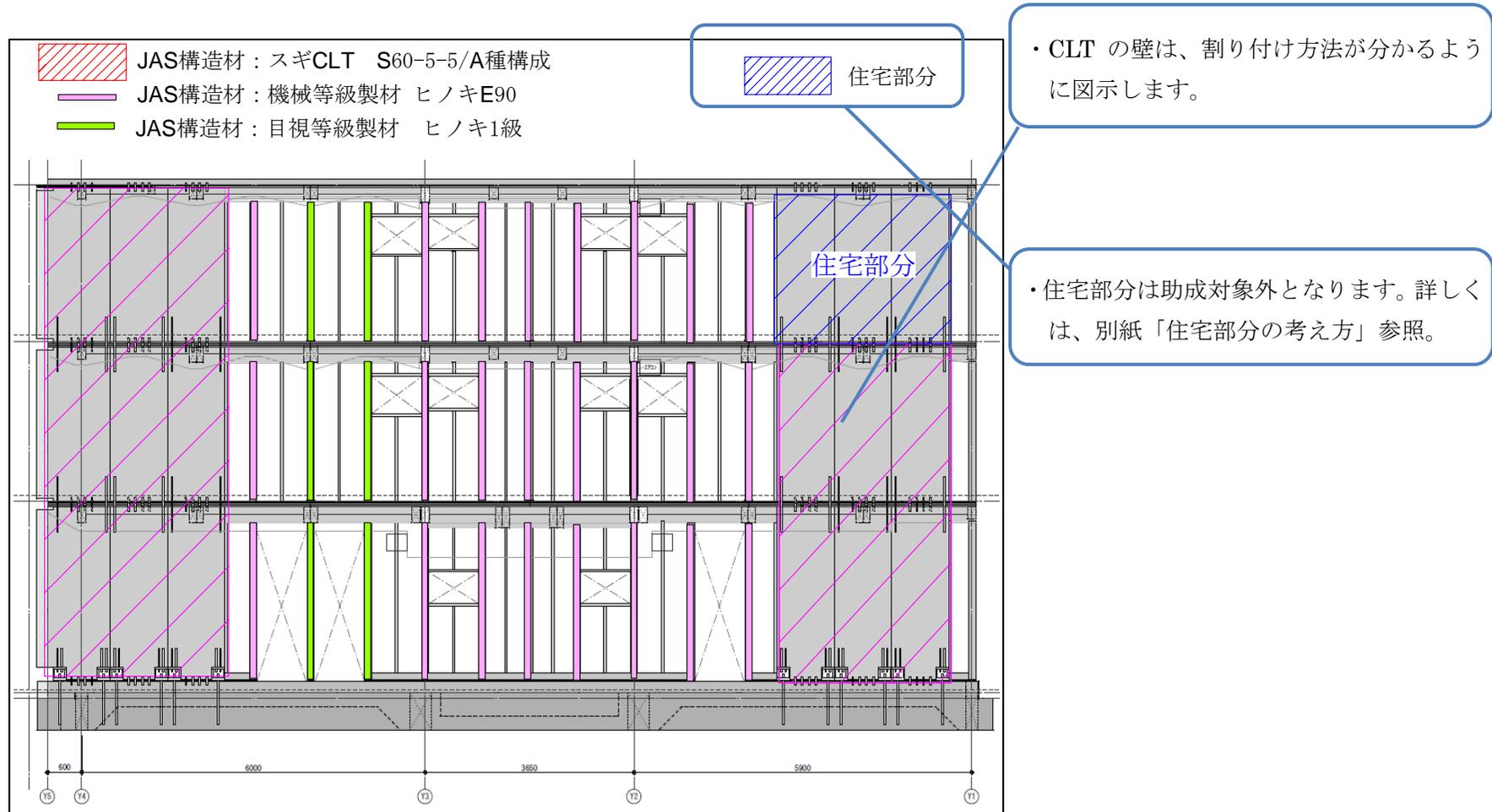
• CLT の床は、割り付け方法が分かるように図示します (例：☒)

• 壁と同様、住宅部分は助成対象外となります。詳しくは、別紙「住宅部分の考え方」参照。

個別実証事業申請書等 提出物

イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が色付けされ判別可能となった平面図、立面図、軸組図、梁伏図等

■ <CLT パネル工法 軸組図の例>



個別実証事業申請書等 提出物

エ 申請物件の助成する物件に使われる林産物 JAS の使用予定量、予定調達費がわかる木拾い表

■材積及び調達費一覧表（構造用製材の例）

助成対象の種類	JASの種類	材積(m ³)		調達費(円)						備考
				材料費	加工費		運搬費		調達費計	
					①一括金額の場合 一括金額	②材料別の 場合	①一括金額の場合 一括金額	②材料別の 場合		
JAS構造材	機械等級製材	80	100	500,000	120,000			20,000		●●製材から調達
	目視等級製材	20		80,000	30,000			5,000	755,000	
	目視等級製材	0		0	0			0		
	その他の製材	0		0	0			0		
	集成材	10		750,000	15,000			2,500		
	LVL	10		400,000	15,000			2,500		
	構造用パネル	0	20	0	0		50,000	0	1,245,000	
	合板	0		60,000	0			0		
	フローリング	0		0	0			0		
	接着重ね材	0		0	0			0		
	接着合わせ材	0		0	0			0		
助成対象外	—	80	80	—	—	—	—	—	—	
判定			○							

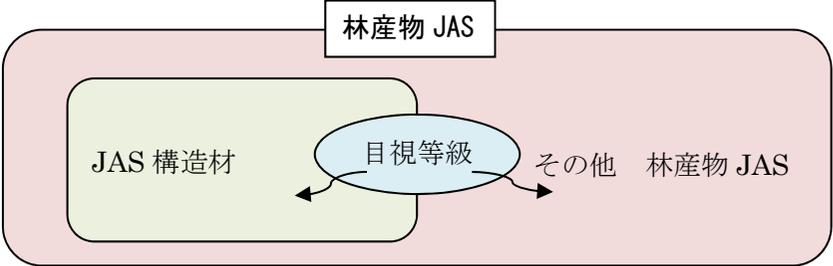
※①と②はどちらかを選択して記入する。

・目視等級製材は JAS 構造材、その他林産物 JAS のいずれかを選択できます。(ただし、両方に配分することは不可)→図 1 参照

・その他林産物 JAS は JAS 構造材の 20%まで助成可能です。

・個別の材料の材積/材積の合計×加工費の
一括金額によって算出します。

・個別の材料の材積/材積の合計×運搬費の
一括金額によって算出します。



※表はホームページからダウンロードできます。

※複数の業者から納品する場合には、それぞれ表を作成します。

図 1 目視等級材の扱い

※目視等級材は、JAS 構造材、その林産物 JAS のどちらで扱うか
選択することができます。

個別実証事業申請書等 提出物

エ 申請物件の助成する物件に使われる林産物 JAS の使用予定量、予定調達費がわかる木拾い表

■材積及び調達費一覧表(2×4 製材の例)

助成対象の種類	JASの種類	材積(m ³)		調達費(円)						備考
				材料費	加工費		運搬費		調達費計	
					①一括金額の場合 一括金額	②材料別の 場合 按分	①一括金額の場合 一括金額	②材料別の 場合 按分		
JAS構造材	2×4製材	80	80	500,000		102,128		17,021	619,149	●●製材から調達
その他林産物JAS	目視等級製材	0	75	0	300,000	0	50,000	0	1,961,702	
	その他の製材	0		0		0		0		
	集成材	30		950,000		38,298		6,383		
	LVL	0		0		0		0		
	構造用パネル	0		0		0		0		
	合板	0		0		0		0		
	フローリング	45		900,000		57,447		9,574		
	接着重ね材	0		0		0		0		
接着合わせ材	0	0	0	0						
助成対象外	—	80	80	—	—	—	—	—	—	
判定			○							

※①と②はどちらかを選択して記入する。

・その他林産物 JAS は JAS 構造材と同材積まで助成可能です。

・個別の材料の材積/材積の合計×加工費の
一括金額によって算出します。

・個別の材料の材積/材積の合計×運搬費の
一括金額によって算出します。

※表はホームページからダウンロードできます。

※複数の業者から納品する場合には、それぞれ表を作成します。

個別実証事業申請書等 提出物

エ 申請物件の助成する物件に使われる林産物 JAS の使用予定量、予定調達費がわかる木拾い表

■材積及び調達費一覧表 (CLT 材の例)

助成対象の種類	JASの種類	材積(m ³)		調達費(円)							材積による助成額	備考	
				材料費	加工費		運搬費			調達費計			
					①一括金額の場合 一括金額	②材料別の 場合 按分	①一括金額の場合 一括金額	②材料別の 場合 按分					
JAS構造材	CLT材	30	30	4,000,000		214,286			42,857		4,257,143	4,200,000	
その他林産物JAS	目視等級製材	0	30	0	1,000,000	0	200,000	0	0	0	1,207,143		●●製材から調達
	その他の製材	0		0									
	集成材	30		950,000		214,286		42,857					
	LVL	0		0		0		0					
	構造用パネル	0		0		0		0					
	合板	0		0		0		0					
	フローリング	0		0		0		0					
	接着重ね材	0		0		0		0					
接着合わせ材	0	0	0	0									
助成対象外	—	80	80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
判定			○										

※①と②はどちらかを選択して記入する。

・その他林産物 JAS は JAS 構造材と同材積まで助成可能です。

・個別の材料の材積／材積の合計×加工費の一括金額によって算出します。

・個別の材料の材積／材積の合計×運搬費の一括金額によって算出します。

・材積による助成額は JAS 構造材の材積×140,000 円で計算します。

※表はホームページからダウンロードできます。

※複数の業者から納品する場合には、それぞれ表を作成します。

個別実証事業申請書等 提出物
その他の提出書類

※その他、個別実証事業申請書等の記入例にはありませんが、公募要領に記載の下記の書類も忘れずにご用意ください。

ウ 建築工事届一式のコピー、または建築確認申請一式のコピー

オ 施工者として確認できる者から JAS 構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことが分かる資料

なお、オの書類については、下請け業者が木工事のみを請け負っているような請負形式において、下請け業者が申請者として申請する場合に元請け業者から権利の委譲を行う場合等を想定しているため、これによらない場合は提出不要です。